

X 施設・設備等

1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

2014(平成26)年5月1日現在
(表36)

校 地 ・ 校 舎					講義室・演習室等	
校地面積 (㎡)		設置基準上必要 校地面積 (㎡)	校舎面積(㎡)	設置基準上必要 校舎面積 (㎡)	講義室・演習室・ 学生自習室総数	講義室・演習室・ 学生自習室 総面積 (㎡)
西新 校地	98,818.5㎡	66,000㎡	68,866.6㎡	31,466㎡	166	13,658.0㎡
田尻 校地	121,155.4㎡					

- [注] 1 「設置基準上必要校地面積 (m²)」「設置基準上必要校舎面積 (m²)」は、大学設置基準第37条、第37条の2 (別表第3イ～ハ) を参考に算出し、ご記入ください。その際の収容定員数は、2014 (平成26) 年5月1日現在を基準日としてください。また、新たに学部・研究科を設置した場合などは、平成15年3月31日 文部科学省告示第44号に基づき、段階的な整備を踏まえて算出してください。
- 2 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館 (書庫、閲覧室、事務室)、管理関係施設 (学長室、応接室、事務室 (含記録庫)、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫)、学生集会所、食堂、廊下、トイレなどが挙げられます。
- 3 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室」に含めても結構です。
- 4 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。

[備考] 1 設置基準上必要な校舎面積の算出方法

学部名	収容定員 (人)	設置基準上 必要面積 (m ²)	備 考
神学部	40	1,719	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
文学部	1,000	4,462	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
商学部	1,200	5,123	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
経済学部	1,200	5,123	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
法学部	1,400	6,941	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(イ)より算出
人間科学部	1,160	5,123	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
国際文化学部	600	2,975	大学設置基準第37条の2に基づき、別表第三(ハ)より算出
合 計	6,600	31,466	

※法学部 = (収容定員1,400 - 800) × 1,322 ÷ 400 + 4,958 = 6,941